

平成18年度那覇家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

第1 開催日時

平成18年9月5日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者（委員）

青木孝之，五十嵐義治，大平修，嘉数武，熊谷雅宣，小西洋，照屋兼一，友利敏子，仲宗根用英，西村則夫，宮良直人，諸見里道浩

（五十音順，敬称略）

※ 島榮子委員は欠席

（説明補助者）

下川高範（事務局長），一尾信博（首席家裁調査官），羽山賢二（首席書記官），加藤文雄（次席家裁調査官），宮里玲子（那覇家庭裁判所家事調停委員）

（庶務担当）

日野誠一（総務課長）

第4 議事概要

【発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□）◇：説明補助者】

1 開会宣言

2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）

3 新任委員等の紹介（青木孝之，五十嵐義治，熊谷雅宣，仲宗根用英）

4 意見交換

（1）家事調停について

ア 現在の那覇家庭裁判所における家事調停の実情について次の各説明を行った。

（ア）家事調停について，家事調停で取り扱う具体的なもめごとの例，家事調停の特色，家事調停手続の流れ，家事調停委員及び家事調停の課題（小西洋裁判官）

(イ) 家事調停委員の経験 (宮里玲子家事調停委員)

(ウ) 面接交渉の実情 (加藤次席家裁調査官)

イ 家事調停について、委員から出題の各協議事項について説明し、意見交換を行った。

(ア) 調停委員に対する不満や苦情の窓口や方法について

◇ 協議事項の調停委員に対する不満や苦情の窓口は、当該事件を担当する書記官や上司の主任書記官が取り扱っている。対応に際しては、慎重かつ親切な対応を心がけており、必要に応じて総務課にも情報を伝えている。不満や苦情の申出の方法については、電話や口頭での申出か、手紙を送付してくるケースもある。

また、総務課に対しても、調停委員に対する不満や苦情の電話がかかってくることもあり、事情をよく聞いた上で、事件部に確認、連携を取りながら対応している。

(イ) 不満や苦情をどのように調停委員に伝えているか

◇ この点については、当事者に意向を確認し、不満や苦情の内容を当該調停委員に伝えている。その他、不満や苦情の内容が「調停委員の態度」、「言葉遣い」や「不当と思われる発言」というものであれば、調停委員の研修会において事例として紹介し、調停委員に留意してもらっている。

○ 私は、今年の3月まで「女性センター（現 男女共同参画センター（ていりる）」で仕事をしていましたが、その相談の中で家事調停事件における家事調停委員に対する女性からの苦情の声をよく聞いた。これは、女性が通常の状態では普通に受けとめることができても、特に、DVに近い実情がある場合は、女性側も非常に不安定な状態であるため、調停委員の言動によっては、必要以上に傷つくことがあり、「調停委員が自分の話を聞いてくれない。」、「ひどい言葉をかける。」など必要以上に被害意識を持ちやすい状況となっている。このよ

うなこともあるので、調停委員にはよくよく話を聞いてもらい、慎重に扱っていただきたいと思っている。

- 先程、家事調停委員や家裁調査官の説明を聞いて、本当に大変な思いをされて、苦勞されているという実感を持った。ところで、苦情については、私の会社では苦情相談センターにおいて、会社に関するあらゆる苦情を受け付けており、そこで苦情の内容、原因やその後改善されたことまで等を書面化し、種別が分類され、毎月一回の職場のコンプライアンス委員会の中で報告され、その後、役員会及び取締役会において報告される。また、文書化されたものについて、一年間の統計を取り、苦情の発生原因について部署に対する注意、指導も含めてこまめに行っており、そういう面では、記録化、ルール化することは非常に重要であると感じている。
- ◎ 実際には調停に対する苦情は例が少なく、あっても「調停委員が双方の言い分を取りつぐだけでなく、もっと相手を強く説得してほしい。」というようなものである。調停委員等に不当な言動があって、対応を検討したり、当人に伝えて反省を促す必要のあるようなものは非常に少ないと認識している。
- 二つほど意見がある。一つは所長の認識として苦情が少ないということだったが、もしかすると苦情はあるが、所長のレベルまで苦情が伝わっていないかもしれないことも考えられるので、苦情に対する処理態勢のルールを見直して欲しい。もう一つは、そもそも苦情を裁判所に対して申し出ない実態があり、「女性センター（現 男女共同参画センター（ているる）」に相談に行ったり、弁護士会に相談に行ったりしているのではないかと考えられる。
- 裁判においては事実関係の確認が主になるが、調停事件においては全人格のぶつかりあいになり、大変だなと実感した。また、調停委員への苦情の点については、苦情の蓄積を行い公開することもあってもいいの

かなと思う。そのことにより見えてくるものもあるし、それを調停委員にフィードバックすればいいと思う。

- ◇ 事務局に入った苦情については、総務課長又は総務課課長補佐が取り扱っている。苦情があった場合は、その趣旨を书面化して、所長まで伝えており、その過程で、所長、局長及び事務局次長も含めて問題点の分析を行い、ケースによっては事件部にも情報を伝えて、総合的な検討を行い、今後の対応に備えるシステムを取っている。

(ウ) 調停委員の人選方法とその問題点及び調停委員に対する説明や教育の現状について

- 調停委員の選任については、団体等からの推薦とをとりまとめ、家庭裁判所において、書面審査と面接審査を実施して、候補者の選定を公正に行い、最終的には最高裁判所において任命される。
- 調停委員の男女の比率はどうなっているのか。
- 家事調停委員については、全国的にも女性の方が男性よりやや多い状況となっている。
- 那覇家裁は、調停委員の年齢構成が全国に比べると若年の方が多くなっているが、何か原因はあるのか。
- ◎ 通常は仕事をしながら調停委員をするのは難しい面もあり、男性は第一線を退いてから調停委員になられる方が多いが、女性は若いうちから調停委員となる人も多いようである。
- 沖縄の家事調停委員の方は、弁護士、司法書士、不動産鑑定士などの専門家の割合が多いようで、比較的現役の仕事しながら調停委員をされている方が多いと感じる。
- 家事調停というのは、潜在的紛争解決を備えた制度であり、研究者によれば、戦後最も機能した司法制度と評価されており、外国の研究者についても賞賛されているが、そのような調停制度において、先程から話が出ているように、調停委員の言動によっては調停への信頼が壊れるよ

うな側面もあることから、ものすごく質の高い調停委員の人材確保をする必要があると思われる。その観点から、調停委員の人選方法とその問題点について三つの質問がある。一点目はいわゆる縁故採用の形態はないのか。二点目は調停委員の高齢化、人材確保について問題はないのか。三点目は本庁と支部を比較した場合に、支部の調停委員の質及び量において偏在しているという問題はないのかである。

- 質問の一点目については、縁故採用はしていない。二点目の高齢化については、那覇では生じていないと思われる。三点目については、家事調停委員の質は非常に厳しいものを求めている。
- 調停委員の人選については、学校を定年退職された方で資質の高い方もおられると思われるので、教育委員会から推薦できる形があればいいなと思っている。

(エ) 家事調停委員に対する説明や教育の現状について

- 家事調停委員に対して、昨年度は年間7本の研修を行っており、その他に自主研修会として年間8本の研修を別途行っており、全体では1か月に1回以上の割合で研修を実施した。研修では法的な問題点や対応の仕方等についても徹底的に研修をしており、今後とも、一層の教育の充実に努めたいと考えている。
- 研修内容の中については最近話題となっている年金分割の問題も是非研修で取り上げていただきたいと思う。
- 年金分割の問題については、自主研修の中でも1回取り上げており、複雑な問題もあるので、今後も引き続き取り入れていきたい。
- ◇ 自主研修では調停委員から失敗談の話をしてもらって、その経験を今後の調停に活かすような工夫も行っている。

(2) 次回のテーマについて

- 少年非行の問題は、これまでも委員会で取り上げられているようだが、非行の実態については刻々と状況も変わっており、一度取り上げられたから取

り上げないのではなく、委員会では若干の時間を割いて少年非行の問題について取り上げていただきたい。

◎ 出欠の案内は1か月前に行い、それとは別に、議題については2か月前に照会書面を送付する取扱いにさせていただく。

5 次回開催日について

平成19年3月6日(火)午後2時00分

6 閉会宣言

(別紙)

平成17年度那覇家事調停委員関係研修実施状況

1 家事調停委員研修会

新任家事調停委員に対して調停委員として基礎知識、心構えなどの教育実施

2 家事調停委員研究会

精神科医師を講師として精神病の症状や対応策などについて知識取得

3 家事調停委員ケース研究会

家事調停委員によるロールプレイにより当事者の受け止め方、他の家事調停委員の調停運営についての協議検討を実施

4 家庭裁判所家事实務研究会

家事調停委員等から提出された法的な問題につき協議を実施

5 前期研修会

弁護士を講師として当事者から見た家事調停について研修を実施

6 後期研修会

家庭裁判所調査官を講師として家事調停と家裁調査官の関与の在り方について講義を実施

7 自主研修会 8回

裁判官を助言者としてケース研究等を実施

8 平成17年度研修会

裁判官、弁護士を講師として、裁判官や当事者から見た家事調停の在り方について研修を実施